

現地研修「津久見史跡巡り」(三)

吉田勝重

(会員) ■■■

(三) 放光山解脱闇寺

解脱闇寺には、「解脱闇寺由来記」「解脱寺領差出状」「解

脱寺領免除の書状・正保四年」(前号紹介) の他に多くの資料や遺物が残されている。

増村隆也著の「津久見の歴史」には、次のように紹介されていく。

- ・ 豊後国白杵荘地頭代西印等寄進状 (建長二年)
- ・ 朝日寺領差出状 (太閤檢地・文禄二年)
- ・ 解脫寺歴代和尚の年代記・放光山解脱闇寺記
- ・ 転び切支丹文書 (警固屋村甚右衛門の父他)

- ・ 細字書 観音経一巻

- ・ 極細字書 法華經文一巻 (南溪禪師が持ち帰る)

- ・ 五輪塔 (享保八年) · 茶壺 (江戸中期の物)



六mの木になった南溪禪師の杖

この杖は解脱闇寺由来記に「挂杖樹」として記載され、

・ 扱子 (ヒビの毛) · 大乘妙典一字一石塔

・ 積善塔 (文政六年)

・ 鐘楼 (天保十一年)

・ 石造觀音 (天保十二年)

・ 醒醐塔 (嘉永七年)

・ 雷井戸と南溪禪師の杖 (六mの木になつてゐる)

・ 不鳴池と南溪禪師の経文

・ 径山の火事と南溪禪師への礼 (金製の妙針他)

・ 南溪の泣き石 (赤崎の海中にある・相場師の石)

現地研修で紹介されたものとして次の二点を紹介する。

『南溪禪師の杖』

南溪和尚が自ずから石上に植えた一株の柏樹と言われて
いる。現在は六メートルになつてゐると言つう。

《転び切支丹文書》先祖ハキリ志たんの妻

解脱闇寺にある「転びきり志たんの文書」は、正保三年（一六四六）、正保四年（一六四七）の八月三、四日の日付で解脱禪寺の古峰和尚が奉行所の伊藤兵太夫、宇佐美十右衛門の両氏に提出した「先祖ハキリ志たんの妻」と書かれてゐる文書で、地域も津久見小園村、志手村、警固屋村、徳浦、堅浦の五村にわたり九名の檀家の名前が書かれて
いる。

その文書のうち七名を紹介する。

（二）先祖ハキリ志たんの妻

但此書物ハ不入而只庸雇ノ人

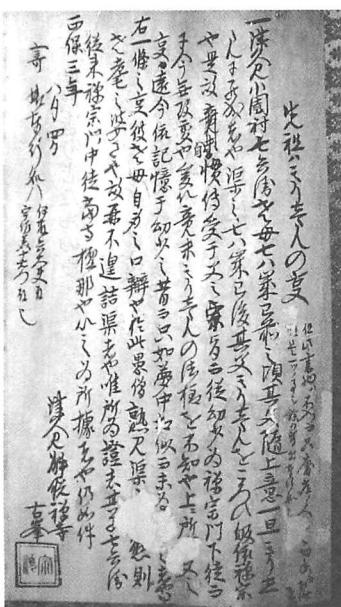
物是一ツノ事也 族為寄出奉行處也

御切手ニ而相済者也

一津久見小園村七兵衛老母七八歳已前之頃 其父隨上意
一旦きり志たんに罷成者也 渠の七八歳已後其父きり
志たんをころひ飯依禪宗也 是故自慣傳受于父の宗旨

而從幼少為禪宗門下徒而 尔今無改變也 爰以竟末
り志たんの法様を不知也 上ニ所□父の事遠今依記憶
于幼少の昔而只如夢中相似而未為□の者也 い上
右一條の事彼老母自身之□辨也 於此愚僧熟見渠の□
□態則老耄の婆也 故再不遑詰渠者也 唯所為證者
其子七兵衛從來禪宗門中徒當寺檀那也 以之為所拠者
也 仍如件

正保三年 八月四日



寄 手書
御奉行処

津久見解脱禪寺 古峯印

宇佐美十右衛門殿也

寄 御奉行所

津久見解脱禪寺 古峯 印

伊藤 兵太夫殿

宇佐美十右衛門殿 也

《書き下し文》

先祖は切支丹の事

但此の書物は庸雇の人は
いらすして惣て是一つの
事也 族寄り出しは奉行所也

御切手にて相済む者也

一津久見の小園村七兵衛老母 七、八歳已前頃、其父
上意に隨い一旦切支丹に罷り成る者也。渠の七、八歳已
後、其父切支丹をころび、禪宗に帰依する也。

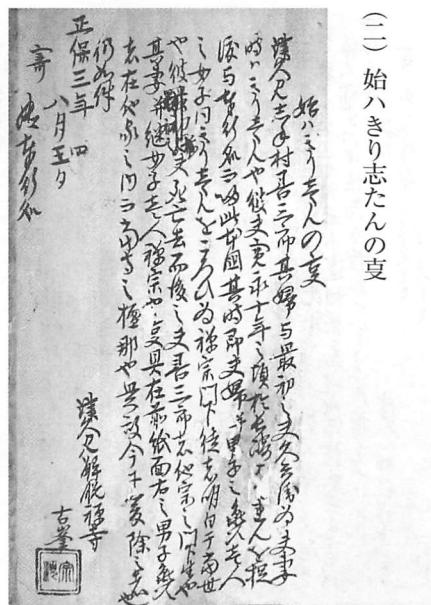
是故、自ずから傳受に慣れ父の宗旨にて幼少従り禪宗
門下徒にて爾今改変無き也。爰を以てついに未だ切支

丹の法様を知らざる也。上に□所の父の事、遠く今記

憶に依り幼少の昔にて只夢中の如く相似て未だこれ

を□為さざる者也、以上、右一條の事、彼老婆自身の
口辨也。此において愚僧熟見るに渠之□態 則老耄
之婆也故、再び彼を詰る遑ず者也、唯證と為すは 其
の子七兵衛 徒來禪宗門下徒として當寺檀那也、これ
を以て拠所無き者也、依つて件の如し。

正保三年（一六四六）八月四日



津久見志手村善三郎其婦と最初之夫久兵衛為夫妻時ハ
きり志たん也 彼夫寛永十年之頃於長崎 はて連んを
捉渡と奉行處而帰此本國 其時即夫婦并男子之龜次壱
人之女子 同きり志たんをころひ為禪宗門下徒者明白
于當世也 彼夫死亡去而後之夫 善三郎者他宗之門下
生也 其妻并繼女子壱人禪宗也 事具在前紙面 右之

男子亀次者在他家之門而 當寺之檀那也 是故今于爰

除之者也 仍如件

正保三年八月四日

津久見解脱禪寺 古峰 印

寄 御奉行処

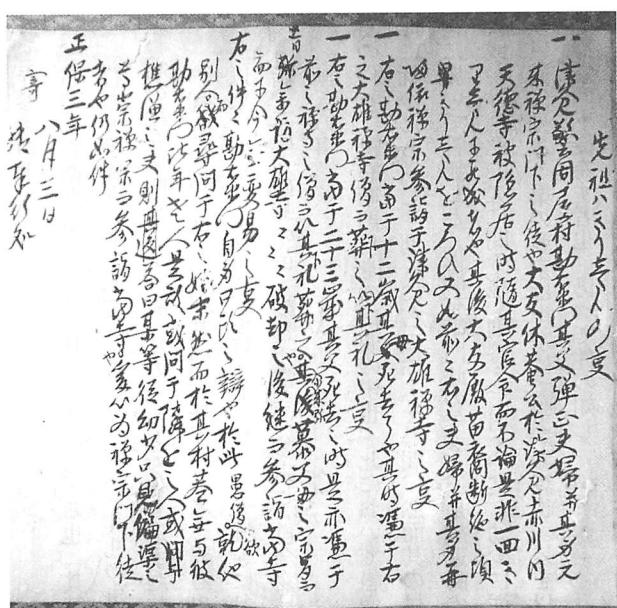
《書き下し文》

津久見志手村の善三郎 其婦と最初の夫久兵衛、夫妻を
為し時は切支丹也。彼夫寛永十年の頃、長崎において切支
丹捉へ渡すと奉行所にて此を本国に帰す、其時即夫婦並
びに男子の亀次、壱人の女子同じくさり志たんをころび
禪宗門下徒と為るは當世明白也。彼夫死亡去^{かのおりと}而後之夫善
三郎は他宗の門下生也、其の妻並びに繼女子一人禪宗也、
事具に前紙面に在り、右之男子亀次は他家の門に在る者
にて 當寺の檀那也 是故今爰に之を除く者也 仍つて
件の如し

正保三年（一六四六）八月四日

津久見解脱禪寺 古峯 印

寄 御奉行所



一津久見警固屋村勘右衛門其父彈正夫婦并其身 元来禪
宗門下之徒也 大友休庵公於津久見赤川内天徳寺被隱
居之時 随其官命而不論是非一回き里志たんに罷成者

也 其後大友殿苗裔断絶之頃きり志たんをころひ 又
如前々右之夫婦并其身再帰依禪宗 参詣于津久見之
大雄禪寺之叟

一右之勘右衛門當于十二歳其母死去了也 其時憑丁右
之大雄禪寺僧而葬之以下其礼之叟

一右之勘右衛門當于二十三歳其父死去之時 是亦憑于前
之禪寺之僧而 以其下礼葬之也 以来弥慕父母之宗旨
而是也 参詣大雄寺々々破却之後繼而参詣當寺二而
爾今無變易之叟

右之件々 勘右衛門自身口頭之辨也 於此愚僧欲就他
別人而尋問于右之始末 然而於其村答無と 彼勘右衛
門此歲老人 是故或問于隣近之人、或樵漁之夫則答曰
某等從幼少只見偏 渠之尊崇禪宗而參詣當寺也 爰以
為禪宗門下徒者也 仍如件

正保三年八月三日

寄 御奉行處

《書き下し文》

一、津久見警固屋村勘右衛門 其父彈正夫婦並びに其

身元来禪宗門下の徒也、大友休菴公、津久見赤川

寄 御奉行所

内天徳寺において隠居なされし時、其の官命に隨い
是非を論ぜず一回切支丹に罷り成る者也、其後、大友
殿苗裔断絶の頃、切支丹をころび 又前々の如く、右
の夫婦並びに其身、再び禪宗に帰依、津久見の大雄禪
寺参詣の事。

一、右の勘右衛門當十二歳 其の母死去し了る也 其時

右の大雄禪寺の僧に憑みて之を葬う、以下其礼の事。
一、右の勘右衛門當二十三歳 其の父死去の時 是また前
の禪寺の僧に憑みて、其の下札を以て之を葬る也

以来、いよいよ父母の宗旨を慕う是也。大雄寺に參
詣、大雄寺破却の後 繼ぎて當寺に参詣し、自今變易
無きの事。

右の件々 勘右衛門自身の口頭の辨也、此において愚僧
他に就かんと欲し 別人に右の始末を尋問、しかりて其の村
巷に於いて答無しと、彼勘右衛門此の年老人、是故近隣の
人或いは樵漁の夫に問う也、則答えて曰く、某ら幼少に從
り只偏に見る 渠の尊崇は禪宗にて當寺参詣也、爰を以
て禪宗門下徒為す者也。仍つて件の如し

正保三年 八月三日

〔語註〕

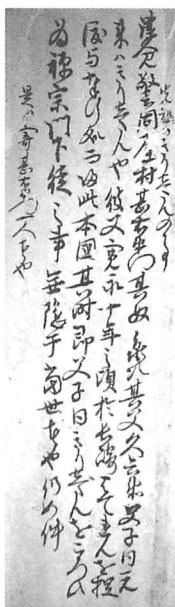
・大友休庵 = 大友宗麟

・津久見赤川原 = 海部郡臼杵莊赤河内

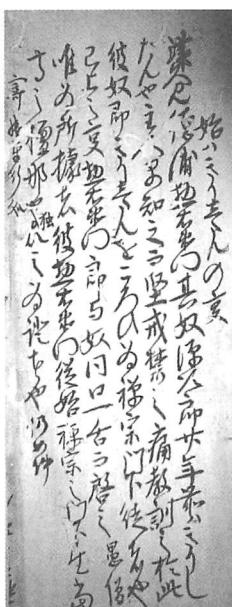
伴天連を捉へ渡し、奉行所にて此を本国に帰す、其時即父子同時に切支丹を転び、禪宗門下の徒と為る者也、當世隱し無き物也、仍つて件の如し

是は 甚右衛門一人に寄する者也。

(四) 先祖ハキリ志たんの事



(五) 始ハキリ志たんの事



津久見警固屋村甚右衛門 其奴亀次其父久兵衛 父子同んを捉渡と奉行處而帰此本國 其時即父子同きり志たんをころひ 為禪宗門下徒之事 無隱于 當世者也

元來ハキリ志たん也 彼父寛永十年之頃 於長崎者て連

人を捉渡と奉行處而帰此本國 其時即父子同きり志たん

をころひ 為禪宗門下徒之事 無隱于 當世者也

仍如件 是ハ寄甚右衛門一人者也

〔書き下し文〕

津久見警固屋村甚右衛門其奴亀次、其父久兵衛、父子

同じく元來は切支丹也、彼父寛永十年の頃、長崎において

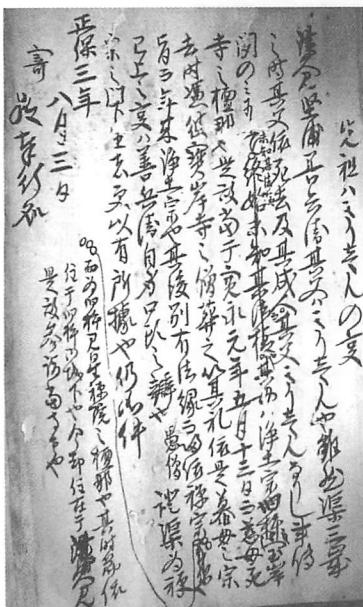
津久見警固屋村甚右衛門其奴源次郎 廿年前ハキリしたん也
主人早知之而 堅戒禁之痛教訓之 於此彼奴即きり志たんをころひ為禪宗門下徒者也 已上之夏惣右衛門即与奴同口一舌而啓之 愚僧唯為所據者 彼惣右衛門從始禪宗之門下生 當寺之檀那也 独以之為證者也 仍如件

《書き下し文》

津久見徳浦惣右衛門其奴源次郎 二十年前は切支丹也
主人早く之を知りて堅く戒め之を禁す、痛く教訓此にお
いて 彼の奴即ち切支丹をころび、禪宗門下徒と為る者也、
以上の事、惣右衛門即奴、同口一舌して之を啓す、愚僧、
唯所據を為すは、彼惣右衛門始め従り禪宗の門下生、當寺
の檀那也、獨之を以て證と為す者也 仍つて件の如し

寄 御奉行所

(六) 先祖ハきり志たんの吏



津久見堅浦善兵衛其父ハきり志たん也 雖然渠三歳之
時、其父依死去及其成人而 其父きり志たんなりし事傳
聞のみに 未知其法様也 其母ハ浄土宗旧杵御寶岸寺之
檀那也 是故當于寛永元年五月十三日而慈母死去時憑彼
寶岸寺之僧葬之 以其礼依是慕母之宗旨而年来浄土宗也
其後別有法縁而帰依禪宗而為臼杵見星禪院之檀那也 其
時節依住于旧杵城下也 今却住在于津久見 是故參詣
當寺者也 已上之吏ハ善兵衛自身口頭之辨也 愚僧證渠
為禪宗之門下生者受以有所據也 仍如件

正保三年

寄 八月三日

御奉行処

《書き下し文》

津久見堅浦善兵衛其父は切支丹也、然りと雖も渠三歳
の時其の父死去依り、成人するに及びて其の父切支丹な
りし事伝聞のみ、未だ其の法様を知らざる也、其の母は淨
土宗旧杵宝岸寺の檀那也、是故寛永元年五月十三日慈
母死去の時、彼の寶岸寺の僧等を葬り、其礼を以て是依り
慕母之宗旨年来浄土宗也、其後別に法縁有りて禪宗に帰
平保三年 八月三日
寄 御奉行所

依、旧杵見星禪院の檀那也、其時節に依り旧杵御城下に住む也、今却つて津久見に住まいり、是故當寺に參詣する者也、已上の事は善兵衛自身、口頭の辨也、愚僧退禪宗の門下生を為す者と證し受くを以て所據有る也。仍つて件の如し

正保三年 八月三日
寄 御奉行所

《語釈》

・宝岸寺^{II} 東海山宝岸寺 大友宗麟の夫人の菩提を弔うため建立したといふ淨土宗の寺、稻葉氏

入部以前の寺

・見星禪院^{II} 成道山見星寺 臨濟宗妙心寺派、寛永十一
年（一六三四年）建立

・寛永元年^{II} 一六二三年

（七）先祖ハきり志たんの冥

津久見堅浦茂^{理兵へ}右衛門其父与兵衛夫婦 彼茂右衛門未生已前ハきり志たん也 慶長十九年之御改之時 即きり志たんをころひ 夫婦同帰依禪宗之来由、茂右衛門成人而後

聞之者也 爰以き里志たんの法様從最初不知之 只生而在禪宗門中者也 是故當于寛永元年八月十一日其父死亡之時 憑于津久見大雄禪寺之住持而以禮葬之 又當于寛永十二年五月十九日其母死去了也 其時右之禪寺依破滅憑于當寺先住持俊藏主而葬之 以其礼其後當于慈父義十三年忌 寛永十三年八月十一日請右ノ俊藏主供娘佛僧者ハ明白也 而後弥慕父母之宗旨而到今參詣當寺者也 已上之叟茂右衛門自身口頭之辨也 於此愚僧欲糺其實否而尋問于渠之近隣之衆老人 則其某等之返答亦と 右渠之口頭相應也 爰以為禪宗門下徒者也 仍如件

正保三年
八月三日

寄 奉行處

津久見解脱寺 古峰印

《書き下し文》

津久見堅浦茂^{理兵へ}右衛門其父与兵衛夫婦、彼茂右衛門未だ生まれる以前切支丹也、慶長十九年の御改めの時、即切支丹をころび、夫婦同じく禪宗に帰依の來由は、茂右衛門成人後之を聞く者也 爰に以て切支丹の法様最初從り知ら

ず、只生まれて禪宗門中の者也、是故當寛永元年八月十一

・來由 || 由来

日其父死亡の時、津久見大雄禪寺の住持に憑以て之を禮葬す、又當寛永十二年五月十九日其母死去の時、右之禪寺破滅により、當寺先住持俊藏主に憑みて之を葬す、其の礼を以て其後に當り慈父の義十三回忌、寛永十三年八月十一日請け、右之後藏主供養佛僧者は明白也、而して後弥父母の宗旨を慕い、今に到り當寺に参詣する者也、以上之事彼茂右衛門自身口頭之辨也、此において愚僧其の實否を糺さんと欲し尋問、渠之近隣の衆、老人則其の某等の返答また右渠の口頭と相應する也、爰を以て禪宗門下生と為す者也、仍つて件の如し

正保三年 津久見解脱寺 古峯

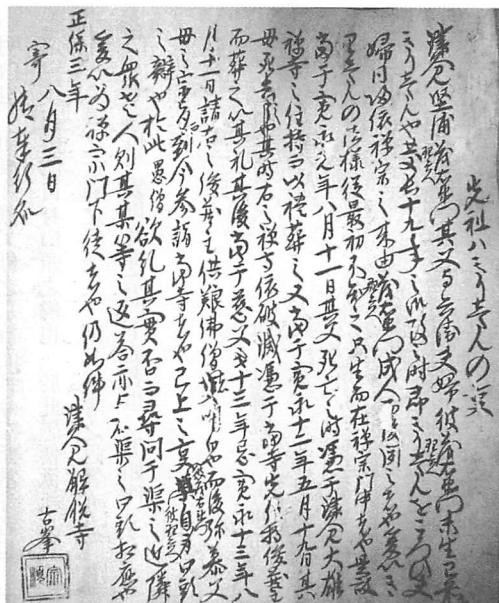
寄 御奉行所
八月三日

『語注』

・藏 主 || 僧官の位 奥まつた所の人 住職の意

・前住持 || 前の住職
・茂左衛門 || 理兵へ

・渠 || 彼



この七点の古文書は、解脱闇寺の見学の際、寺の方がご自由に見学して下さいと言つて机上に並べた「転び切支丹文書」一巻の一部である。

その事柄について、寺の住職であった古峯和尚が檀家が後に改宗して禪宗に帰依した事が書かれている。

その事柄について、寺の住職であった古峯和尚が檀家

の人々や近隣の人々から聞き、現在は切支丹ではないと
いう事を証明している文書である。

また、この文書から慶長十九年（一六一四）キリスト
の取締りがあつた事がわかる。

キリスト弾圧については、天正十五年（一五六八七）豊
臣秀吉の「伴天連追放令」があるが、外国人宣教師の国外
追放が主な目的であつた。白杵市史には「当時はゆるやか
な禁教令であり、その後かえつてキリスト教が拡大して
いった」と書かれている。その後、徳川政権となり慶長十
四年（一六〇九）の有馬晴信の長崎ボルトガル船（ノッ
サ・セニヨーラ・ダ・グラッサ号）撃沈事件、慶長十七年
（一六二二）の岡本大八事件等により、慶長十七年八月に
第一号の禁教令が出されるのである。

翌慶長十八年（一六一三）十一月には禁教令が全国各藩
に布達された。本格的な弾圧の始まりである。慶長十九年
は大坂冬の陣のあつた年で毛利高政は大坂備前島京橋口
を守っている。また津久見では佐伯城主森伊勢守大江守
成の治世下であり野火により大友宗麟廟が焼失したと伝
えられている（佐伯市史・津久見市史）。

寛永十一年（一六三四）、旧杵藩では絵踏が行われ、キ

リシタン弾圧に拍車がかかり、佐伯藩ではキリスト
一名を六本松磧かわらで火刑に処している。

この卷物には他に津久見堅浦の六左衛門本人、同じく堅浦の清兵衛とその父市右衛門夫婦
が切支丹であつた事も書かれている。紙面の都合上、次号
にて紹介する。

この文書に出てくる古峰和尚こほうそうじゅうんしやうは下村氏の出
で、幼い時白杵の優西山光連寺（真宗）横浜町・平清水）
にて仏門に入り、正保二年（一六四五）解脱闇寺二世住職
に就任八年間務め、正保年中（一六四四～一六四七）に庫
裡を建立し兵火で焼失した堂舎の再興をはかつてている。
後、旧杵藩菩提寺月桂禪寺に帰つて五世住職になる。藩主
稻葉信通公の帰依を請けている。

※佐伯史談第二二一號「解脱闇寺由來記」の中で紹介し
た「南渓泣き石」は、旧四浦村と旧日代村の境、赤崎の
沖にあり、地元では「なんきん座禅石」と呼ばれている。
南渓和尚が座禅したと伝えられている。